

告示

埼玉県告示第千四百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー 入間下藤沢店

埼玉県入間市下藤沢四丁目二十五番地七、五丁目二十七番地十六

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 八十八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八十九台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ヤオコー 外 計二者 午前九時から午後十時

株式会社橋本園 午前十時から午後九時

（変更後）株式会社ヤオコー 午前八時から午後十時

株式会社セリア 午前九時三十分から午後九時

株式会社橋本園 午前十時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場 一午前八時四十分から午後十時二十分

駐車場 二午前八時四十分から午後九時二十分

（変更後）駐車場 一午前七時四十分から午後十時二十分

駐車場 二午前七時四十分から午後九時二十分

ハ 変更年月日

令和三年十二月二十二日外

ニ 届出年月日

令和三年十二月二十一日

二 縦覧期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年十二月二十八日から令和四年四月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課